

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（ＣＩＭ活用業務【受注者希望型】）

第１２条 本業務は、ＣＩＭ（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「ＣＩＭ活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「ＣＩＭ活用業務試行要領」を適用する。

２ 受注者は、ＣＩＭ活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

ＣＩＭ活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第１３条 本業務における特記仕様事項は、別添「Ｒ７徳土 蔵本公園 徳・庄町１ 野球場照明ＬＥＤ設計業務 業務仕様書」のとおりとする。

R 7 徳土 蔵本公園 徳・庄町1 野球場照明 L E D 設計業務 業 務 仕 様 書

第 1 条 適用

この仕様書は、徳島県東部県土整備局が発注する「R 7 徳土 蔵本公園 徳・庄町1 野球場照明 L E D 設計業務」に適用する。

第 2 条 目的

本業務は、蔵本公園野球場ナイター照明灯具の L E D 灯への転換について、設計を行うものである。

第 3 条 業務箇所

蔵本公園（徳島市庄町1丁目）

第 4 条 適用示方書・参考文献等

本業務の実施にあたっては、特記仕様書及び徳島県設計業務共通仕様書によるほか、関係する各種基準類に従い実施するものとする。

第 5 条 業務内容

- ・設計基準照度については、可能な限り既存施設からの向上に努めるものとする。
（既存施設の設計基準照度：軟式野球・一般レベル）
ただし、光害についても考慮し、最適案を検討する。
- ・照度計算を行い、計算結果の確認を行った上で、実施設計（図面作成、数量計算、概算工事費の算出（既存灯具撤去設計含む））を行う。
- ・灯具交換に伴う配線設計、分電盤改修設計、柱・基礎構造計算等は含まないが、必要に応じて検討を行う。

第 6 条 見積書の提出等

成果品は以下のとおりとする。

成果品項目		規	部数	備 考
成果品(紙)	報告書	A4 版チューブファイル	1	
電子成果品	デジタル	CD 又は DVD	2	正、副

JIS による野球場の照明基準 JIS Z 9127-2020

運動競技の 区分 ※1		維持平均水平面照度 (lx) 照明段階 (推奨照度の範囲)		均斉度		グレア 評価値	平均演色 評価数
		内野 ※2	外野 ※3	内野	外野	内外野	内外野
硬式	I	1000 (750～1500)	1000 (750～1500)	0.75 以上	0.65 以上	50 以下	60 以上
	II	1000 (750～1500)	1000 (750～1500)	0.75 以上	0.65 以上	50 以下	60 以上
	III	1000 (750～1500)	1000 (750～1500)	0.75 以上	0.65 以上	50 以下	—
軟式	I	1000 (750～1500)	1000 (750～1500)	0.75 以上	0.65 以上	50 以下	60 以上
	II	1000 (750～1500)	1000 (750～1500)	0.75 以上	0.65 以上	50 以下	60 以上
	III	1000 (750～1500)	1000 (750～1500)	0.75 以上	0.65 以上	50 以下	—
ソフト ボール	I	1000 (750～1500)	1000 (750～1500)	0.75 以上	0.65 以上	50 以下	60 以上
	II	1000 (750～1500)	1000 (750～1500)	0.75 以上	0.65 以上	50 以下	60 以上
	III	1000 (750～1500)	1000 (750～1500)	0.75 以上	0.65 以上	50 以下	—

※1 運動競技の区分は、JIS による陸上競技場の照明基準参照

※2 ここという内野は、ダイヤモンドを含むファウルラインの外側 5m から外野方向へ 40m をとった正方形内とする。

※3 外野は、競技面全体から内野を除いた残りとする。

JIS による陸上競技場の照明基準 JIS Z 9127-2020

運動競技の区分	維持平均水平面照度 (lx) 照明段階 (推奨照度の範囲)	均斉度 ※1	グレア 評価値	平均演色 評価数
第1種公認競技場	1.22m の高さで平均 1000lx 程度 フィニッシュライン 1500lx 以上	—	—	—
I ※2	500 以上	0.7 以上	50 以下	60 以上
II ※3	200 以上	0.5 以上	50 以下	60 以上
III ※4	100 以上	0.3 以上	55 以下	—

※1 均斉度は、最小照度／平均照度を示す

※2 観客のいる国際、国内、地域全体又は特定地域における最高水準の運動協議会。最高水準のトレーニング。

※3 観客のいない地域全体又は特定地域における一般的な運動協議会。高水準のトレーニング。

※4 観客のいない特定地域の運動協議会。学校体育又はレクリエーション活動。一般のトレーニング。

<参考>旧 J I S

野球場既存ナイター照明照度（設計基準照度）JIS Z9120:1995

運動競技区分		水平面照度			
		平均値 (lx)		均斉度 (最小/平均)	
		内野	外野	内野	外野
硬式	プロ野球	2000 以上	1200 以上	0.75 以上	0.65 以上
	公式競技	1500 以上	800 以上	0.75 以上	0.65 以上
	一般競技	750 以上	400 以上	0.65 以上	0.50 以上
軟式	公式競技	750 以上	400 以上	0.65 以上	0.50 以上
	一般競技	500 以上	300 以上	0.50 以上	0.40 以上
	レクリエーション	300 以上	150 以上	0.50 以上	0.30 以上